

大切にしよう「ほんろ、いのち」

日本の年間自殺者数は、2万人を超えており、その数は交通事故死者数の約5・8倍にも上ります。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、こころの病気などの問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であると言われていません。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援が受けられるよう、全ての市町村で「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

妹背牛町では、平成31年

3月に『妹背牛町自殺対策行動計画』を策定いたしました。「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のよい妹背牛町」を基本目標にあげ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」ととらえ、庁内各課、関係機関・団体との連携、協働により自殺ゼロをめざした取り組みを進めていきます。

計画にあげている取り組み内容の一部を紹介します。

自殺対策を支える人材の育成
ゲートキーパー養成講座の開催

ゲートキーパー（命の門番）とは、悩んでいる人に「気づき」「声をかけ」「話を聞いて」「必要な支援につなげる」「見守る」人のことです。悩みや不安を抱え、苦しんでいる人の中には、誰かに相談するなどの行動をとれない方も少なくありません。しかし、悩みを抱えている人は何らかのサインを発している場合も多く、家族や職場の同僚、友人・知

いんふおめーしょん

情報蔵

information

人など、周囲の人がサインに気づき、声をかけることが重要です。

養成講座を開催し、地域で自殺対策を支える人材を育成していきます。

児童・生徒のSOSの出し方に関する教育と思春期保健講座の開催

【声かけの例】
「元気がないけどどうしたの？無理してない？」
「力になれることはない？」「疲れているみたいだけど眠れてる？」など

【決してかけてはいけない言葉】
「頑張ろうよ」「元気出して」「気の持ちようだよ」
「死ぬ気でやれば何でもできる」など

町では、専門家や関係者だけではなく、一般住民も対象としたゲートキーパー

保育所年長児や小中学生を対象に、命の大切さを実感できる教育や、命や暮らしの危機に直面した時に、誰にどうやって助けを求めればよいかかわかり、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ教育を行っています。

※『妹背牛町自殺対策行動計画』につきましては、妹背牛町ホームページに掲載しております。

たいせつ

DV、児童虐待の防止

- ・ 言えない悩みを1人で抱えていませんか。
- ・ 周囲や警察への相談が解決への第一歩です。

- ・ DV、児童虐待では？と思ったら、まず相談を。
- ・ 歩行者保護へのお願い

- ・ 新入学シーズンです。
- ・ 特に、「児童への優しい運転」をお願いします。

タイヤ盗難の防止

- ・ 交換時期にタイヤ盗難が多く発生しがちです。
- ・ 保管場所の施錠、チェーンによる連結などの盗難予防を。

戸籍の窓

2月16日～3月15日 届け出分

お悔やみ

申し上げます

柴田 昌義	さん	2/16	94歳
高橋 雪子	さん	2/20	69歳
上野百合子	さん	2/24	74歳
石塚 道子	さん	3/15	87歳

ご厚志ありがとうございます

ございました

妹背牛町社会福祉協議会

■1区 亀田 智寿 様

義父 高石 壽一 氏 死去に際して

新駐在所の開所について
・2月から元の場所に開所しております。

ねんきん

国民年金保険料免除などの申請について

保険料が納め忘れの状態
で、万一、障害や死亡といっ
た不慮の事態が発生すると
障害基礎年金や遺族基礎年
金を受けられない場合があ
ります。

経済的な理由などで国民
年金保険料を納付すること
が困難な場合には、保険料
の納付が免除・猶予となる
「保険料免除制度」や「納付

猶予制度（50歳未満）」があ
りますので手続きをしてく
ださい。

失業などにより保険料を
納付することが経済的に困
難になった方は役場住民課
住民グループへご相談くだ
さい。

しょうぼう

**すべての飲食店に消火器の
設置が義務化されます**

2016年12月22日に新
潟県糸魚川市で発生した大
規模火災を受け、2019
年10月1日からすべての飲
食店に消火器の設置が義務
付けられます。対象となる

飲食店は、火を使用する設
備または器具を設けている
飲食店です。まだ消火器を
設置していないという飲食
店関係者の方は2019年
9月30日までに業務用消火
器を設置してください。

また、消火器の設置が免
除となる場合があります。
コンロなどの火を使用する
設備または器具に防火上有
効な措置が講じられている
場合には、消火器の設置が
免除されます。防火上有効
な措置とは具体的に次に掲
げるものです。
調理油過熱装置・・・鍋な
どの温度の過度な上昇を感
知して自動的にガスの供給

を停止して、火を消す装置。
自動消火装置・・・火を使
用する設備などの火災を感
知し、消火薬剤を放出して
火を消す装置。

その他の安全機能を有する
装置・・・過熱などによる
カセットボンベ内の圧力の
上昇を感知し、自動的にカ
セットボンベからカセット
コンロ本体へのガスの供給
を停止することにより、火
を消す装置である圧力安全
装置など。鍋などからの吹
きこぼれにより火が消えた
場合に、ガスの供給を停止
しガス漏れを防止する立ち
消え防止安全装置について
は、防火上有効な措置には

含まれませんので、消火器
の設置が必要となります。
設置している消火器は、
消防法第17条の3の3に基
づき、6カ月ごとに点検し、
1年に1回消防署に報告す
ることが義務となります。

